

**【新設】(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)**

**42の12の4-9** 措置法第42条の12の4第2項に規定する税額控除限度額を計算する場合における特定経営力向上設備等の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。

(1) 法人が取得等をした特定経営力向上設備等につき、当該取得等をして指定事業の用に供した事業年度(以下42の12の4-9において「供用年度」という。)において法第42条又は第44条の規定の適用を受ける場合 令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされた金額

(2) 法人が取得等をした特定経営力向上設備等につき、供用年度後の事業年度において法第42条又は第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第54条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等(以下「国庫補助金等」という。)の交付予定金額を控除した金額

(注)1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込まれる金額による。

2 特定経営力向上設備等の供用年度において、当該特定経営力向上設備等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、法人が、措置法第42条の12の4第2項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を上記(2)に定める金額によることなく令第54条第1項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)において基本通達10-2-2(連結基本通達9-2-3を含む。)の取扱いの適用はないことに留意する。

**【解説】**

- 1 本通達では、特定経営力向上設備等の取得等に当たり、国庫補助金等が交付され、法人税法第42条《国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》又は第44条《特別勘定を設けた場合の国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》の規定による国庫補助金等の圧縮記帳を適用する場合において、本制度の法人税額の特別控除の計算の基礎となる特定経営力向上設備等の取得価額を明らかにしている。
- 2 本通達の本文(1)では、法人が特定経営力向上設備等の取得等をして事業の用に供した事業年度(供用年度)において国庫補助金等の圧縮記帳を適用した場合には、法人税法上の取得価額が圧縮記帳による損金算入額を控除した金額となるため(令54③)、本制度の法人税額の特別控除の計算の基礎となる取得価額も同様となることを明らかにしている。
- 3 本通達の本文(2)では、国庫補助金等の交付が必ずしも供用年度に行われるとも限らないため、特定経営力向上設備等の供用年度後の事業年度に国庫補助金等の交付がある場合についての本制度の法人税額の特別控除の計算の基礎となる取得価額を明らかにしている。基本的には、供用年度において圧縮記帳をした場合と同様、圧縮記帳による損金算入額を控除した金額をその取得価額とすべきであるが、国庫補助金等の交付が翌年度であるため、圧縮記帳の適用を受けていない時点でその取得価額を算出しなければならないという問題が生じる。

この点、一般に資産の取得等をした場合に交付されることとなる国庫補助金等は、交付される金額が取得段階で明らかにされているケースが大半であり、あらかじめ交付予定金額を見積もることが容易であるといったことを踏まえ、本制度の法人税額の特別控除の計算の基礎となる特定経営力向上設備等の取得価額は、その実際の取得価額（法人税法施行令第54条第1項各号《減価償却資産の取得価額》に掲げる金額）から当該交付予定金額を控除した金額によることとしている。なお、実際の補助金交付額が交付予定金額として見積もった金額と異なることも考えられるが、交付予定金額が供用年度終了の日において合理的に見積もられていることを前提として、再計算の必要はないことを、本通達の注書1において明らかにしている。

また、供用年度において特定経営力向上設備等の実際の取得価額を基礎として法人税額の特別控除の適用を受けた法人については、国庫補助金等の交付を受けた事業年度において圧縮記帳の適用を受けることはできないことを、本通達の注書2において留意的に明らかにしている。

4 したがって、国庫補助金等の交付が供用年度後の事業年度となる場合には、供用年度において特定経営力向上設備等の実際の取得価額を基礎とした法人税額の特別控除の適用を受けるか、又は国庫補助金等の交付される事業年度において圧縮記帳の適用を受けることとして供用年度において国庫補助金等相当額の圧縮後の取得価額を基礎とした法人税額の特別控除の適用を受けるかを選択しなければならないこととなる。

5 なお、供用年度後の事業年度に国庫補助金等の交付を受ける見込みがある特定経営力向上設備等について本制度の特別償却の適用を受けた場合において、供用年度後の事業年度に国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受けるときは、実際の取得価額ではなく、国庫補助金等を受けた日における帳簿価額（既往の減価償却費が控除された金額）を基に圧縮限度額の計算を行うことで、特別償却をした部分についても圧縮記帳後の取得価額を基礎として計算した金額までの取戻しが行われることとなるため（基通 10-2-2 《固定資産の取得等の後に国庫補助金等を受けた場合の圧縮記帳》参照）、同一年度において国庫補助金等の圧縮記帳と本制度の特別償却の双方を適用する場合とのバランスを失するということはない。

そのため、供用年度後の事業年度に国庫補助金等の交付を受ける見込みがある特定経営力向上設備等について本制度の特別償却の適用を受ける場合については、その取得価額から国庫補助金等の交付予定見込額を控除する旨の取扱いは設けていない。

6 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 15 の 5-9）を定めている。